

山口県身体障害者福祉センター施設利用について

令和6年4月1日

1 利用対象者

- (1) 障害者（児）、障害者（児）関係福祉団体
- (2) 障害者（児）に直接関係のある行事の主催者等
- (3) 障害者（児）に関係のある団体等
- (4) 福祉関係団体等
- (5) その他福祉の向上のため所長が特に必要と認めた団体等又は個人

2 利用施設等

- (1) 研修施設（研修室、多目的室、会議室、集会室（和室）、休憩室）
- (2) 体育施設（体育館、レクリエーションルーム、卓球室、プール）
- (3) 前各号の利用に必要な機材・器具

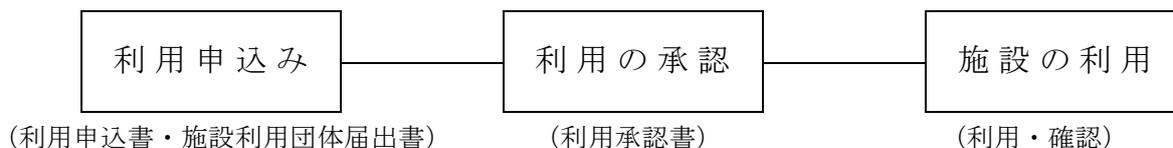
3 利用時間等

- (1) 研修施設 午前9時から午後9時まで（水・土・日曜日については、午後5時まで）
- (2) 体育施設（プールを除く）
午前9時から午後9時まで（水・土・日曜日については、午後5時まで）
- (3) プール 午前10時から午後3時まで（7月上旬から8月31日まで）

4 休館日

- (1) 祝日（日曜日の日を除く）及び振替休日
- (2) 12月28日から翌年の1月3日までの間

5 利用申込みや利用承認等の流れ



6 利用申込みの受付及び利用承認時期等

- (1) 利用申込み及び承認の可否については、次のとおりとする。
 - ア 利用申込みは、随時受け付けるものとし、承認の可否は、原則として各四半期のその前月までに利用調整を行って決定し通知する。
 - イ アの利用調整後の利用申込みは、随時受け付けるものとし、承認の可否は、その都度決定する。
- (2) 定期利用（毎年度、定期的かつ継続的な施設等の利用）の承認期間は、原則として3ヶ月毎とする。

7 使用料

利用に係る使用料は、無料とする。

8 利用上の注意事項

- (1) 責任者は、利用する前に必ず「利用承認書」を提示し確認を受けること。
- (2) 承認された施設以外へ立ち入らないこと。
- (3) 利用後は、利用した施設の清掃を行い、その後確認を受けること。
- (4) 利用施設及び機材器具等を亡失、損傷させたときは、直ちに届け出るとともに、利用者の責任において原状に復すること。
- (5) 利用にあたっての事故等は、利用者の責任において措置すること。
- (6) 利用した機材・器具は、所定場所に戻すこと。
- (7) 利用者（団体）所有の機材・器具等を勝手に施設内に保管しないこと。
- (8) その他別に定める施設管理要綱第10条の「利用上の注意」を遵守すること。

9 使用の制限

- (1) 上記8の「利用上の注意事項」を怠ったとき。
- (2) その他別に定める施設管理要綱第6条の「使用の制限」に該当するとき。